

平成30年度埼玉県グローバル人材向けインターンシップ実施要領

1 趣旨

「平成30年度埼玉県グローバル人材向けインターンシップ」事業を実施するに当たり、必要な事項を定める。

2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) インターンシップ 将来、グローバル社会で活躍するために必要な「実践力」を養うために、企業や団体における一定期間の就業体験を行うことをいう。
- (2) インターンシップ生 インターンシップに参加する者をいう。
- (3) 受入企業等 インターンシップ生を受け入れる県内外の企業や団体をいう。

3 インターンシップの実施時期

平成30年7月から平成31年3月までの間で、実施する。

4 インターンシップの内容

2(1)を踏まえ、就業体験の効果があるもの(仕事理解を目的とした事業説明や業務体験・実践など(単純作業のみの内容を除く))として行うよう受入企業等が定める。

5 受入企業等の要件

- (1) インターンシップ生の指導に当たる担当者を配置し、責任を持ってインターンシップの場を提供できる体制が整っていること。
- (2) この要領に基づくインターンシップの実施に当たり、協力申込書(様式1)及び募集情報(様式2)を提出すること。

6 応募対象者

以下のいずれかの者とする。

- (1) 「埼玉発世界行き」奨学金(高校生留学コースを除く。)により留学した者
- (2) グローバル人材育成センター埼玉運営協議会の大会員に在籍する以下の学生
 - ・海外の大学等に単位取得を目的とした留学をし、平成30年8月までに帰国する学生
 - ・外国人留学生

7 申込み

インターンシップの申込みをしようとする者は、申込書(様式3-1、様式3-2)に必要事項を記入し、所定の期日までにグローバル人材育成センター埼玉に提出するものとする。但し、6(2)に該当する学生は、在籍大学を通じて提出するものとする。

8 選考

インターンシップ生の選考は、原則としてグローバル人材育成センター埼玉が書類選考及び面接によって実施する。その結果については、当該インターンシップ生、受入企業等及びインターンシップ生在籍大学に連絡する。

9 インターンシップ生の責務

- (1) インターンシップ生としての自覚を持ち、受入企業等の諸規則、規範を順守し、インターンシップに専念する。
- (2) 誓約書(様式4)に記載している事項を遵守する。
- (3) 次の書類を別に定める日までにグローバル人材育成センター埼玉に提出する。
 - 但し、6(2)に該当する生徒は在籍大学を通じてグローバル人材育成センター埼玉に提出する。
 - 誓約書(様式4)
 - 実習報告書(様式5-1、様式5-2)

その他受入企業が求めるもの
上記の書類はグローバル人材育成センター埼玉が受入企業等に提出するものとする。

1 0 インターンシップ生在籍大学の責務

- (1) 原則として、インターンシップ生在籍大学と受入企業等で覚書（様式6）を締結する。
但し、受入企業等や在籍大学との調整により他の形式による場合を妨げない。
- (2) インターンシップ生から提出された書類をグローバル人材育成センター埼玉に提出する。

1 1 保険の加入

インターンシップ生は在籍大学または個人にて災害傷害保険および賠償責任保険に加入する。

附 則

この要領の適用期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。